

大垣市立小中学校G I G A第2期

タブレット端末等の購入仕様書

大垣市教育委員会

1 概要

- (1) 事業名称
小中学校タブレット端末等の購入
- (2) 納入場所所在地
別に市が指定する場所に一括納品
- (3) 事業範囲
児童生徒・教員用タブレット端末一式を購入するもの。
- (4) タブレット端末及び周辺機器の納入期限
令和7年10月31日（木）
- (5) 入札
 - ・ 入札書には、調達機器（タブレット端末、周辺機器及び納品までの諸経費）の総額を記載すること。
- (6) 契約
 - ・ 本件は契約の締結について議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結する。大垣市議会（6月定例会）の議決後及び国庫補助金交付決定後に本契約を締結するため、本件履行期間は本契約締結後から納入期限までとする。
- (7) 提出書類
 - ① 入札
入札書（第4号様式）を「公告 8入札書の提出方法」により提出する。
 - ② 入札後（落札者）
落札者は、入札後に公告「7入札に関する特記事項／落札者」の項目にある次の事後審査資料を提出すること。
 - ・ 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（第7号様式）
 - ・ 電気通信事業法に基づく電気通信事業の登録を証するものの写し
 - ・ 誓約書（第8号様式）
 - ・ 入札書内訳書（第11号様式）※入札書の金額と一致していること。

2 購入機器

(1) タブレット端末

No	項目	仕様	数量
1	機種	iPadA16 Wi-Fi+Cellularモデル（公告時最新モデル）	12,700
2	色	指定なし（同一色が望ましい）	
3	ストレージ	128GB以上	
4	画面	11インチ、タッチパネル	
5	無線	IEEE802.11 ax（Wi-Fi6）以上対応	
6	SIMカード	eSIM	
7	カメラ機能	背面及び前面	
8	外部接続端子	USB Type-c 以上対応	
9	バッテリー稼働時間	9時間以上	

(2) タブレット端末周辺機器等

No	項目	仕様	数量
10	保護キーボードケース (iPad 用)	・ ロジクール RUGGED COMB 4 (型番 : iK1061BB) ・ 保証期間は5年間とすること。	12,700
11	タッチペン	・ MFi認証製品であること。 ・ 傾き検知機能を備えていること。 ・ パームリジェクション機能を備えていること。 ・ バッテリ充電式であること。 ・ 保証期間は5年間とすること。 ・ 替芯が3本付いていること。	12,700
12	液晶保護フィルム	・ 納入するタブレット端末に対応した液晶保護フィルムを用意すること。(貼付け不要) ・ 反射防止フィルムで、照明などの映り込み画面のギラツキを防止する加工がされていること。 ・ 小さな気泡ができた時には、指などで気泡が抜くことができること。	12,700
13	音声出力端子変換アダプタ	マイク・ヘッドフォン端子を使用するため、USB Type-C と 3.5 ミリヘッドフォンジャック変換アダプタを納品すること。なお、タブレット端末の最新版を納品するときは、当該機器の拡張端子の規格に応じた製品とすること。	12,700

3 初期交換対応

初期による不具合が発生した機器については、新品と交換すること。なお、不具合が発生した当初の機器については、受注者に返却する。

4 データ通信回線及び通信サービスの提供

次の仕様を満たすデータ通信回線 12,700 回線契約を提供可能であること。なお、LTE回線契約は、2026 年 2 月 1 日から 2031 年 1 月 31 日を契約期間として、本件落札者と別途契約する。

- (1) 国内のモバイル通信提供エリアにおいて、モバイル通信回線を安定的に利用できること。
- (2) 周波数帯はモバイル通信 (4G~5G) 700~900MHz 帯にて、1 バンド以上に対応していること。
- (3) 契約期間満了時までの児童生徒の学びを保障する観点から、データ通信 (eSIM) の毎月の通信量は 1 回線あたり 20GB 以上を確保すること。毎月の通信容量を超過した場合、通信を停止せず低速措置でインターネット接続自体は可能な仕組みを確保すること。

- (4) データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量に係らず定額であること。
- (5) 短期間で一時的に大量のデータ通信を利用（例：3日間で1GB等）した場合でも、通信速度が制限（128kbpsに低速化）されずに、快適に利用できること。
- (6) インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- (7) 回線ごとに使用したデータ量のシステム管理ができること。
- (8) 電波が入りにくい建物やエリアについては、無償で電波の改善対策を実施すること。
- (9) 通信料金は、60か月の分割とし、毎月払いとする。
- (10) 請求は、全回線分を一括請求とし、本市に対し、全回線分の総額がわかる請求書を送付すること。
- (11) 請求書と合わせて、回線（12,700回線）ごとに、通信料金、データ通信使用量が確認できる内訳明細を添付すること。
- (12) 通信料金は1台あたり月額253円（税抜き）を上限として契約可能であること。
- (13) タブレット端末及び周辺機器の納入後から初期設定までにかかるLTE回線料は、事業者の負担とする。

5 納入

- (1) 調達機器は、市が指定する場所に納品すること。
- (2) 搬入計画書を作成し、市の承諾後に納品すること。納入時は、必要に応じて適切な養生を行うこと。
- (3) メーカー等からの各種ユーザー登録等は、市担当者と調整の上、業者側にて必要な手続きを行うこと。

6 完成図書

- (1) 落札者は、次の完成図書を納品すること。
- (2) 完成図書の様式は、別途発注者と協議の上、決定するものとし、表紙と目次を付け、チューブファイルに編綴すること。なお、提出は紙および電子媒体（PDF）の両方を納品すること。
 - ① 導入機器（タブレット端末・周辺機器）及び付属品の仕様書
 - ② 調達物件一覧表、製造番号の一覧表

7 請求及び支払方法

納品後、発注者の検査を受け、検査合格後に契約金額を請求すること。
支払いは一括支払いとする。

8 契約不適合責任

整備事業の契約期間中に、正当な理由無く、要求した仕様に達していないことが判明した場合には発注者と協議の上、誠意をもって対応すること。

9 その他

- (1) 本仕様書について疑義などが生じた場合、市担当者を確認し、その指示に従うこと。
この仕様について不明な点は、教育委員会事務局庶務課に確認すること。
- (2) 市担当者と打合せを行った場合は、必ず記録を作成し市に提出すること。
- (3) 調達物品を市に引渡し後、仕様に適合しないもの等があった場合は、速やかに交換すること。

10 問合せ先

大垣市教育委員会事務局庶務課

電話番号：0584-47-8027 内線：2768

E-Mail：kyouikusyomuka@city.ogaki.lg.jp

主幹：松井 担当：橋本